

○国土交通省告示第464号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第33条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和7年6月13日

国土交通大臣 中野 洋昌

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」・鹿児島県阿久根市鶴川内字堂満山地内から同市西目字山之中地内まで）並びにこれに伴う県道、市道及び二級河川付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 鹿児島県阿久根市鶴川内字堂満山、字後牟田、字上野、字羽田、字堂満、字伊勢渕、字山崎及び字伊勢迫、山下字園田、字前川原、字楠田、字土橋、字新城、字妻井田、字奥及び字堀川、波留字堀川、字北山、字スワ前、字庵ノ山、字西庵ノ山、字池場、字大谷、字大石ヶ岡、字奈レ石、字黒上田及び字中源田、西目字小鹿倉、字山之中、字穴迫及び字上穴迫並びに塩浜町二丁目地内
- 2 使用の部分 鹿児島県阿久根市鶴川内字羽田、字堂満及び字伊勢渕、山下字園田、字前川原及び字楠田、波留字堀川、字北山、字大石ヶ岡、字黒上田及び字中源田並びに西目字小鹿倉及び字上穴迫地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」）並びにこれに伴う県道、市道及び二級河川付替工事」（以下「本件事業」という。）は、鹿児島県阿久根市鶴川内字堂満山地内から同市西目字山之中地内までの延長4.1kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う県道、市道及び二級河川付替工事である。

本件事業のうち、「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び市道の従来機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第3号に掲げる

都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される二級河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道3号南九州西回り自動車道（以下「本路線」という。）は、熊本県八代市を起点とし、鹿児島県鹿児島市に至る延長約140kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する鹿児島県阿久根市は、ボンタン、豚のと畜等の農畜産業が盛んな地域であり、これらの農畜産物は、本路線の供用済み区間等を利用して、主に関東方面や関西方面へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する主要幹線道路である一般国道3号（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する車線の幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が複数存在し、追突等の交通事故が発生しているほか、大雨等の自然災害の発生時には通行規制が行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と連絡することで、阿久根市と鹿児島県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害の発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である鹿児島県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、平成17年12月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和4年10月に、同法等に準じて任意で上記の評価の照査を実施している。それらの結果によると、騒音等については環境基準等を満足するとされているほか、大気質については、工事の実施において道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値（以下単に「参考値」という。）を超える値が見られるものの、工事施工ヤードへの散水等の実施により参考値を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるマナヅル及びナベヅル、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているツマグロキチョウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ等、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているナンゴクカモメヅル、準絶滅危惧に掲載されているミゾコウジュ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、マナヅル及びナベヅルについては、道路の存在、建設機械の稼働等により採餌行動が阻害されるおそれがあることから、植栽による修景、低騒音・低振動型建設機械の使用等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3か所存在するが、このうち2か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存の措置が講じられている。起業者は、今後、残る1か所についても鹿児島県教育委員会と協議の上、発掘調査を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく4車線の自動車専用

道路を建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成17年12月9日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、阿久根市と鹿児島県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は、線形不良区間が複数存在し、追突等の交通事故が発生しているほか、大雨等の自然災害の発生時には通行規制が行われており、本件事業により現道の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、阿久根市長を会長とする南九州西回り自動車道阿久根川内道路建設促進協力会等より、上記の理由などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 鹿児島県阿久根市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

鹿児島県阿久根市山下字新城、字妻井田、字奥及び字堀川、波留字堀川、字北山、字スワ前、字庵ノ山、字西庵ノ山、字池場、字大谷及び字中源田、西目字小鹿倉、字山之中、字穴迫及び字上穴迫並びに塩浜町二丁目地内